

第一回静岡県日本語教育基本方針検討会議 議事録

日時:令和6年8月2日(金)午前10時から正午まで

場所 :別館9階特別第1会議室

参加委員:坂本委員(委員長)、高畑委員、多々良委員、袴田委員、松葉委員、石川委員、
村瀬委員、前田委員、加山委員

県参加者:横地多文化共生推進官、石井多文化共生課長、事務局(多文化共生課員)

(司会)

それでは、皆さんお揃いですので、ただ今から令和6年度第1回日本語教育基本方針検討会議を開催いたします。

本日はお忙しいところ、お暑い中ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会進行役を務めます多文化共生課の野毛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の次第は配布の通りでございます。遅くとも12時までには終了する予定でございます。

本日の会議は、県の情報提供の推進に関する要項の規定に基づき公開となりますので、ご了承願います。

また、委員の皆様には、発言の際には机の上のマイクのボタンを1回押してお話ください。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押して解除してください。よろしくお願いいたします。

それでは、県側の出席者をご紹介します。多文化共生推進課の横地です。

(横地推進官)

よろしくお願いいたします。

(司会)

多文化共生課長の石井です。

(石井課長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

引き続き、開会にあたりまして、多文化共生推進官の横地からご挨拶申し上げます。

(横地推進官)

皆さん、おはようございます。改めまして、静岡県の多文化共生推進官の横地でございます。

本日は、お忙しい、また大変暑い中、この会議にご出席いただきましてありがとうございます。

先月、総務省が発表いたしました人口動態調査によりますと、令和6年1月1日現在の静岡県の人口は360万6000人で、令和5年度より、令和5年の1月より2万7000人減少しております。

内訳を見ますと、日本人が3万6000人減少し、それに対し外国人県民は8800人増加しているということで、本県の人口維持には外国人県民が寄与しているという状況が分かります。

この状況は今後も継続すると考えられ、日本人、外国人の皆さん全員が幸せになるためにも、多文化共生施策というのは非常に重要だと思っております。

県庁の中の話を少しさせていただきますと、ご存知の通り、5月に新たに鈴木康友知事が就任されました。

市長時代から「インターカルチュラル」という言葉をよく鈴木知事は使っているのですが、これは、外国人などを含む多様性のある人々がいることによって都市に新たな魅力が生まれ、都市の活力になるという考えだそうです。

市長時代、鈴木知事はこの考え方にに基づき非常にリーダーシップを発揮されて、浜松市の多文化共生施策を推し進めてこられました。浜松市は全国でも多文化共生をリードしている状況です。

就任されて2か月あまり立っております、我々にもいろんなミッションが与えられ、例えば、現在、福井市で全国知事会が開催されており、そこでも他の県の知事に対して多文化共生の研究や情報共有、国への政策提言の提案を行いました。

また、事務レベルですが、8月の下旬に県内の市町との間で、日本語教育についても検討し合う場を設置することになりました。

2か月余りですが、非常に精力的であり、我々事務方も知事に食らいつき、静岡県が多文化共生、浜松市にも負けない多文化共生施策を進めて、幸福度日本一の静岡県を目指したいと考えております。

今回の日本語教育につきましては、現在の県の方針は「地域日本語教育推進方針」という名前になっております。

これは、地域住民としての外国人に対する日本語教育のことを指して「地域日本語教育」と言っております。

しかし、外国人県民には、地域住民としての姿の他にも、例えば小学生、中学生、留学生、大人になると労働者としての顔もあり、いろんなライフサイクルがあります。

ですので、この日本語教育の基本方針につきましても、地域日本語教育だけでなく、その様々な外国人のライフサイクルに合わせた基本方針を作って見直していきたいと考えております。

そこで、今回お集まりの委員の皆様も、各分野で外国人県民に関わりのある方々に集まってきたましまして、そういった基本方針を作っていききたいと思いますので、本日は県の素案もお示しますので、それに対するご意見や、それぞれの現場で起きていることなどをぜひ私どもにも教えていただきたいと思っております。

それでは、本日は活発な議論をよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

(司会)

はい、ありがとうございました。それでは、本日第1回会議ということでございます。ここで皆様から自己紹介をお願いいたします。

別途、委員名簿の順に、坂本委員から加山委員まで、各委員それぞれ2分程度で自己紹介をお願いいたします。

なお、9番のクヤマ委員は、本日は都合により欠席されております。それでは、坂本委員の方からよろしく願います。

(坂本委員)

おはようございます。常葉大学の外国語学部の坂本と申します。よろしく願いいたします。私は、30年ほど外国人への日本語教育に携わっておりまして、また、20年ほど前から日本語教員の養成にも関わっております。

常葉大学に入って20年ちょっとになるんですが、最初の5年は静岡市にいました。外国語学部にも所属し、その後15年ほど浜松市の浜松キャンパスで留学生を対象に日本語を教えておりました。また、今年の4月から草薙キャンパスの外国語学部に移りまして、日本語教員の養成に携わっております。本日は多くの以前仕事をご一緒した方やお世話になっている方も多くいらっしゃいまして、いろいろな議論を活発に交わせることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(高畑委員)

皆さん、おはようございます。静岡県立大学の国際関係学部の教員で高畑と申します。よろしく願いいたします。

私の専門分野は社会学で、特に日本に住んでいる外国人の中でもフィリピン人の調査を30年ほどしております。

今日、こちらの会議では、これまでいろいろな場所でお世話になった方と再びご一緒する方、またこちらで初めてお会いする方々もおられますので、今後県全体で日本語教育をどのように進めていけるかというのを積極的に議論しながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(多々良委員)

焼津市立港小学校校長の多々良と申します。よろしく願いいたします。本校は、全児童が500人程度の中規模の小学校で、各学年3クラスずつの学校です。外国につながるお子さんが50人、約10パーセントです。もっと極端に多い学校もあるかもしれませんが、焼津市では外国につながる児童生徒への教育支援が非常に手厚く行われており、県で加配教員をつけていただくほか、市で雇っている外国につながるお子さんへの支援員が62人います。この支援員が各校に派遣され、そういったお子さんの支援や取り出し授業等を行っています。私自身は日本語教育に専門的に携わってきたわけではないので、どれだけ発言ができるかわからないのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

(袴田委員)

皆さん、おはようございます。静岡大学の袴田と申します。よろしく願いいたします。私は現在、静岡大学の浜松キャンパスに勤務しています。静岡大学には約400名ほどの留学生が在籍しており、静岡県全体で見るとようやく増えてきて、たぶん全県で500~600人ではないかと思っております。そのうちかなりの数が静岡大学の学生です。留学生という一括りで言いますが、いろんな方が留学生ということで思い浮かべるイメージと実際の留学生はだいぶ違うということを常々実感しております。本学には400人の留学生がいますが、学部留学生、つまり日本人と同じように学位を取って日本語でほとんど4年間勉強する学生は非常に少ないです。全体の2割から3割で、多いのは大学院生です。

大学院生は全国的にそうですが、特に理系では英語コースを設置しており、日本語で入学が認められ、日本人と同じだけの単位を取って卒業しますが、卒業後に困ってしまう問題があります。また、交換留学生もいますが、50人程度しかおらず、一般の方には交換留学生の方がイメージしやすい

かもしれません。私たちの方でこの人たちも留学生と呼ぶと、イメージと実際がかなり違うことを実感しています。ただ、今日来ていらっしゃる方はその辺も理解してくださっている方かなと思いますので、その辺も踏まえて、ぜひいろいろなご意見を伺えたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(松葉委員)

おはようございます。私は静岡理科大学浜松日本学院の松葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

現在は日本語学校の校長をしておりますが、私も日本語教育には30年ぐらい関わらせていただいております。ずっと非常勤という形でいろんな分野で日本語教育に関わらせていただきました。その中で、やはり私の中での一番大きいところは、浜松市における日本語教育、地域日本語教育というところに携わらせていただきまして、生活者、定住者への日本語教育の重要性というのをひしひしと感じました。その当時、こちらにもいらっしゃいますソミックの石川社長にもお世話になりましたが、本当にその静岡県民として、外国人住民が豊かに、そして幸せに暮らせるにはどうしたらいいかというところを一緒に考えていただけたらなというふうに思っております。

私が目指すのは、やはり産学官の連携、そして私どもの学校の留学生がですね、1人でも多く静岡県で就職して、そして豊かな生活ができる、こういった環境を作っていきたい、そういうふうに思っておりますので、皆様に貴重な意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(石川委員)

皆さん、おはようございます。ソミッククマネージメントホールディングスの石川と言います。よろしくお願いいたします。

先ほど松葉さんが言われた通りで、自分も産学官が鍵になるなことを思っています。

会社の方なんですけども、自動車部品を作っている会社で、従業員は国内で2000人ぐらいですので、海外の方が多いような会社になっています。

2000人のうちですね、200人ぐらいがブラジル人の方に派遣ということで働いていただいています。技能実習生の方は一時期あったんですけど、今はもう減らしている形で、今ほとんどいないという状態になります。

で、ここ5、6年なんですけど、現場の方で派遣の方に頑張ってもらっているんですけど、高度外国人材を増やしていきたいというところで、また後でも説明しようと思うんですけども、やっぱり理系、特に情報系の雇用が難しく、今、静岡大学さんともいろいろ話をしながら留学生の受け入れをやっていますが、この外国人材という言い方がいいのかどうかなんですけども、学卒以上で50名ぐらいはいるということになります。ですから、全体で250名ぐらいが海外の方ということで、200名のうち15パーセントぐらいが、今外国人材になっているということです。

今日、本当にいろんな方がおられる中で、自分も企業ということで、企業の就職、雇用というところでもいろいろ考えるところもありますので、ぜひ勉強しながら、いいことができてくるといいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(村瀬委員)

天竜厚生会の総務部の村瀬と申します。よろしくお願いいたします。

まず、天竜厚生会ですけれども、拠点は静岡県の西部に本部がありまして、県内に事業展開している社会福祉法人でございます。障害、高齢、あと保育です。昭和 25 年、設立の年で言うともう 73 歳ぐらいですか、歴史のある法人ということでございます。今、従業員は正規、パートを含め 2400 名ぐらいおりまして、そのうち外国人、いわゆる在日も含めた外国人の方が今 40 名ぐらいいらっしゃいます。そのうちですね、EPA とか特定技能であるとか、留学生であるとか、純粹にその外国から採用につなげているという人数が今 15 名ぐらいですかね。インドネシアかフィリピン、国の構成はそのような状況です。

私は、平成 28 年に総務部に來まして、そこで初めて EPA を 1 人フィリピンから受け入れたというところでですね。日本語教育に関してはそんなに皆さんのような専門性はないんですけれども、外国人を EPA とか特定技能であるとか留学生であるとか、いろんなルートで受け入れる上でのですね、課題であるとか、何が問題点であるのかっていうところではそれなりに理解を示しているところではございますので、お役に立てるかどうかはわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

(前田委員)

袋井市役所の多文化共生推進課の前田と申します。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。袋井市の状況なんですけれども、外国人住民が 5700 人強住んでおりまして、割合にしますと 6.5 パーセントの外国人の皆さんが住んでおります。県内 35 市町の中でも 4 番目に割合で言う高いというようなところで、いろんな形で外国人を見かけますし、コンビニエンスストアでは店員さんが、働いているという状況が普通の日常の生活で見られるというような状況でございます。私は令和 2 年度からこういった多文化共生に関する部署に配属されております。で、先日、袋井市の人口ビジョン、先ほどの話にもありましたけれども、2060 年を見据えた人口ビジョンというものが出ておまして、8 万 8000 人の人口が 2060 年、36 年後には 8 万人になると、それを維持するというところで、このうち、外国人は先ほど申し上げました 5700 人からちょうど 5700 人増えて 11400 人、割合で言いますと 14.3 パーセントになるということで、7 人に 1 人の割合で袋井市に住むというようなビジョンも出ております。そういったこともありまして、今年が多文化共生推進課という課を新しく設けまして、多文化共生施策を推進していくというような状況になっております。今日は、立場のそれぞれ皆さん違う方々のお話を伺える機会ということで、大変楽しみにしております。また、学ばせていただけるところもあるとありがたいなと思っております。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(加山委員)

おはようございます。静岡県国際交流協会の加山と申します。国際交流協会ですが、県と連携をし、多文化共生の推進事業に取り組んでおりますが、私自身は長く相談窓口の対応事業ですとか医療通訳、就労支援の事業などに関わっております。静岡県全体とすると、今までは南米の方やフィリピンの方の在住外国人の政策を行ってございましたけれども、コロナ禍を経て現在は急増しているベトナムの方ですとか、ここ数年でネパール、インドネシア、スリランカの方たちが本当に急激に増えておまして、今後は多国籍化が進み対応に苦慮するのではないかと思っております。日本語教育につきましては、2000 年から地域日本語の教育事業に取り組んでおります。

日本語のボランティアの方が中心でして、講座やシンポジウムなどを開催しながら支援を行っていましたが、ボランティアの活動と行政の日本語教育と連携をしていけるように橋渡しができればと考えております。

外国人の支援というのは多様な相談窓口、相談機関、専門機関が連携しなければ解決に至らないということを実感しております。今日もこのような機会をいただき、とても嬉しく思います。よろしくお願いいたします。

(司会)

皆さん、どうもありがとうございました。それでは、ここから議事に移ります。まずは、この会議の進行、取りまとめをお願いする委員長を静岡県日本語教育基本方針検討会議設置要項第3条3項に基づきまして、委員の皆様の中から決めさせていただきたいと思っております。

委員長としてふさわしいと思われる方のご推薦をお願いいたします。

(高畑委員)

推薦させていただきます。長らく日本語教育に関わってこられました常葉大学の坂本先生にお願いしたく存じます。

(司会)

ありがとうございます。ただいま坂本先生を委員長にご推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(司会)

皆様から拍手をいただきました。異論なしということで、本会議の委員長は坂本先生にお任せすることいたします。

それでは、これからの議事進行は坂本委員長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

(坂本委員)

よろしくお願いいたします。それでは、次第3の趣旨説明とスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局から説明いたします。次第の後ろについております資料1または前の画面をご確認ください。

まず、静岡県日本語教育基本方針策定の経緯というところでございますけれども、技能実習法の施行、また特定技能の施行などが令和元年前後に相次いで行われまして、国が外国人の受け入れに舵を切ったというふうに言われております。

その後、2019年にですね、日本語教育の推進に関する法律という法律ができました。

日本語教育の意義、それから日本語教育の位置付けというのを国として明確にしたということになります。

この法律の施行を受けまして、先ほど推進官の方から説明がありましたけれども、2019年に静岡県地域日本語教育新方針というものを策定しました。これは、地域住民、生活者としての外国人等を

対象としたもので、計画期間は令和2年度から今年度、令和6年度までの5年間となっております。

しかし、その後2020年には日本語教育推進の国の基本方針というものが発表されまして、また、今年、令和6年には、日本語教育機関認定法の成立ですとか、先ごろ入管法及び技能実習法の改正案が成立しまして、育成就労制度というものが創設されることとなりました。

このような国の基本方針や情勢の変化を踏まえまして、今回対象を拡大した静岡県日本語教育の基本方針というものを新たに策定するものであります。

今後、議論を経まして、今年度末、令和7年3月には公表をしたいと考えております。

続いて、本方針の構成になります。ちょっと細かい表ですけれども、左側が国の基本方針、右側が今回策定する県の基本方針という形になっております。真ん中ですね、第2章、県の施策のところには赤字で書いてあるんですけれども、現状はこの中の地域における日本語教育の推進方針のみが存在するというようになっております。今回、対象を拡大しまして初めて策定することですので、国の方針の立て付けに沿って作っていくというような方向で考えております。

続いて、関係する組織等をご紹介したいと思います。

まず、事務局としまして、文化共生課の方で今回の方針策定に関する全体の運営、進行管理をいたします。また、方針の策定に必要な基礎的なデータを集めるための基礎調査を現在実施しております。また、庁内にはですね、日本語教育プロジェクトチームという部局横断的なチームを編成して、今回の方針案を策定しております。今回、プロジェクトチームの中から、一部の方には同席をさせていただいております。

また、多文化共生推進本部幹事会という、多文化共生政策全体を決める本部会議という庁内組織がありまして、こちらで方針案を承認する形になります。

そして、1番下ですね、日本語教育基本方針検討会議というものが今回開かれている会議です。こちらにつきましては、有識者で構成する会議ということで、方針案へ助言をいただきまして決定していくということになります。

方針策定までの流れですけれども、日本語教育プロジェクトチームの方で素案を策定しまして、今日の会議の資料としてつけさせていただいております。

今回、方針検討会議の第1回ということで、まず一度素案に対する意見をいただきまして、また、今回の意見を受けて修正をし、修正案に対する意見聴取、それから、パブリックコメントにかけるためのパブコメ案の意見聴取を得まして、パブリックコメントを1月から実施し、意見を受けて最終案を決定し、3月に公表を検討しているものです。

私からの説明は以上です。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。国の方針を受けての県の施策、それから様々な県内の組織、そして今後の流れについて説明いただきましたけれども、ただ、今の事務局からの説明についてご意見などありますでしょうか。

(坂本委員)

かねてからずっと問題にされてきた日本の人口減少とそれに伴う労働力の減少、そして今後見込まれる社会保障制度の破綻などを受けて、国も大きく踏み切って法律を作っているところなんです。

これから県内の施策について皆様からご意見いただきながら、方向性を定めていくヒントにしていただければと思っております。

では、続きまして、本日のメインであります静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針案の内容について移りたいと思います。意見交換を行いますので、目次をお開きください。

それでは、まず初めに、第1章を合わせて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、事務局から説明いたします。目次のはじめにと第1章ということで、簡単に趣旨を説明させていただきます。まず、2ページ目の方針作成の背景と趣旨につきましては、先ほど申し上げたような内容を記載しております。

2番目の位置付けというところですが、この方針は法律の第11条に基づき策定するものです。この第11条にはですね、「地方公共団体は、国の基本方針を踏まえ、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める」というふうに書かれております。これを受けて作成するものになります。そして、本方針に基づく取り組みなんですけれども、静岡県には多文化共生施策の全体計画である静岡県多文化共生の基本計画というものもありますので、この方針と一体的に推進していきますというようなことが2ページ目には書かれております。

ページをお送りください。3ページ目ですが、日本語教育の推進の基本的な方向です。

まず、こちらに日本語教育推進の目的というものを示させていただいております。

法律によりますと、日本語教育推進の目的は、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資する」というものですね。なので、日本語教育の推進にあたっては、この多様な文化を尊重した活力ある共生社会というものを目指すという意識を忘れてはいけないということで、ここにしっかりと記載しております。また、この第3条には基本理念も書かれております。

特に、(1)ですね、「日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望や置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるように行われなければならない」ということを踏まえまして、今回、県では、第2章以降に述べます分野別の機会の拡充の方向性を記載しているものです。

続いて、4ページ目、お開きください。ここからは、県の責務と各主体に期待される役割ということで記載しております。

まずは県の責務ですが、県は、県内全域に日本語教育の実情に応じた日本語教育を推進するための体制整備や必要な調査、それから今回策定を予定しておりますような方針の策定を行います。また、日本語教育担当者や指導者への研修ネットワーク作りですとか、他の事業との連携協力等を実施するというふうに記載しております。

3番の各主体に期待される役割ということですが、こちらは、市町、事業主、国際交流協会、留学生が関わる機関、これには大学等ですとか日本語学校が含まれます、それから県民の5つに分けて、それぞれに期待される役割を記載しております。

求められる、望まれる、期待されるというような色々な表現があるんですが、法の趣旨も考慮しながら、1番お願いしたいところは求められるで、その次が望まれる、最後が期待されるというような、段階を分けての記載方法で記載しているものです。

それから、5ページ目の最後のところが、4番ですね、県と関係機関との連携強化ということで、連携を強化していく旨を書いております。

まずは、事務局からの説明、以上です。

(坂本委員)

ありがとうございます。では、ただ、今の説明、特にですね、3、4ページの3番の各主体に期待される役割について、市町、事業主、地域国際化協会、国際交流協会、留学生の順に皆様からご意見をいただいてまいりたいと思います。まず、市町についてなんですけれども、前田委員、いかがでしょうか。

(前田委員)

はい。市町のところでですね、前回の推進方針にも、前回の推進方針には、実情に沿って日本語教室を展開していきましょうねというような、そういう文言があったと思います。で、今の推進方針というのは、国の基本計画などができる前に前段階として作っていただいているというようなことがありまして、それをもって今回、市町の役割がこのような形に置かれているということで、県の基本方針ですので、西部だけではなく、全体的な濃淡があるような中での役割としてはこういう形がいいのかなと思っています。

(坂本委員)

ありがとうございます。次、事業主についてご意見いただきたいんですけれども、石川委員、いかがでしょうか。

(石川委員)

事前に資料をいただいてたので読んだんですけど、全体としては大きく問題はないと思ったんですけど、1つだけこれちょっと違和感を感じたのが、「雇用する外国人等及びその家族」に対してというところで、どこまで企業としてできるのかなっていう。事業主って言っても本当に大きいところから小さいところ、いろんなところがあるので、じゃあ家族全体で面倒見ましょうというところもあるし、いや、企業として責任てなると、やっぱり企業で働くその外国人に対してっていうところになってくると思うんで。これちょっといいなと思ったのは、例えば浜松国際交流協会の方とも色々話させてもらってるんですけど、やっぱり企業としての責任は雇用していることなんで、働いてもらっている外国人そのものであると。で、じゃあ家族はって言われたとき、市民という考え方になってくると、やっぱり行政が家族を見ていくっていうところがあるねっていうことを以前自分はHICEの方とも色々話をさせてもらってちょっといいなと思いました。ここには本当にいろんな方がおられるので、家族はどこまでって話ができたらと。

この文を直せっていうことではなくて、企業としてどこまで面倒を見るんだ、どこまで考えるんだっていうのはちょっとこれから詰めていくところだなと思っています。他はいいなと思って見ました。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。従業員とその家族とありますが、家族についてどれほどの支援を企業ができるのかといった点についてのご意見だったと思います。それに絡めてでも、それ以外でも結構なんですけど、村瀬委員いかがでしょうか。

(村瀬委員)

はい、ほぼ石川さんと同じ意見でございます。実際にはその家族の支援というところがありまして、やはりその法人、事業者サイドでやっぱりできるところとできないところがやっぱりあるなというところがあって、実際にはすごく濃淡があるというのが実情かなというふうに思います。当然、一時的に日本に来た時なんかの支援はいろんな形でできますけれども、やはり根本的に支援をしていくっていう時には、どうしても事業者側がやる支援の中には、限界であるとか、濃淡はどうしても生じてしまうというところが実情かなというふうに思います。ただし、可能な範囲でその家族を支援していくっていうところは残してあってもなんら不思議はないと思っております。以上です。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。家族への支援という点に関して、何か皆様から他にご意見あればお願いいたします。

(松葉委員)

はい、松葉です。よろしいでしょうか。今の石川社長からの話がありました家族、滞在されている家族への日本語教育ということで、日本語教育関係については私どもの方が委託を受けて教室を展開しております。告知が遅かったせいか、少数のクラスではあるんですけども、私、逆にこの部分に「その家族に対して」というフレーズが入っていることについては、よろしいのではないかなという意見を持っております。その理由の1番大きいところは、やはり来日してきた時に、お友達がいなかったり、近所の人たちと言葉が違うことによって関わりが断絶してしまいがちだったり、あとはですね、やはり家にこもってしまっていく場所がないという、居場所がないというところにありますので、そういう機会を積極的に事業主の方から進めていく。どのあたりまでかって言われると私もちょっと分かりかねるところはあるんですけども、積極的にそういったところをですね、社会に足を踏み入れやすくするきっかけを作るという意味では、市町と連携をしてするべきではないかなというふうに思っております。以上です。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。日本語教育というと日本語を教えるだけに焦点が当たりがちですが、外国人の方にとっては居場所というのがとても大切ですので、横の連携ができるようなお話が伺えたかと思えます。

では、続いて、地域国際化協会に関連しまして、加山委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

(加山委員)

はい。現在、日本語の支援団体が58団体、99教室あります。地域国際化協会は外国人とのネットワークを活かしてというところですが、私たちはその方たちを対象とした講座ですとかシンポジウムを開催しながら、そこで得たネットワーク、支援団体との関係性が財産になっているというところもありますので、NPOですとか支援機関ですとか、そういったところのネットワークを活かしながら、地域国際化協会、県協会だけでは限られておりますので、既存のネットワークを活かせるような文章が入るといいかなと思っております。地域国際化協会は、その既存の団体と行政とを繋ぐ役割が担えると思えます。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。既存のネットワークの活用というところに関しての文言をというご意見だったかと思えます。

では、留学生に移りまして、まず、松葉委員お願いしてもよろしいでしょうか。

(松葉委員)

はい、ありがとうございます。内容について読ませていただきまして、よろしいかと思いました。で、最後の行になりますけれども、日本語教育の専門機関として、その専門知識や日本語教師等の活用等により各主体と連携、共同してとあります。各主体となりますと、これはどこの機関も入るという理解でよろしかったでしょうか。

(坂本委員)

では、事務局の方、説明お願いしてもよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃられるように、各主体というところには、行政ですとか事業者、国際交流協会の等、記載されている色々な主体ということで想定しております。

(松葉委員)

はい、ありがとうございます。そうかなとは思ったんですけれども、読んだ時に、具体的にどういう機関と連携するのかというのを明確にさせていただいた方が分かりやすいかなと思いました。はい、以上です。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。その各主体を具体的に書くといったご提案、ご意見だったと思えます。では、袴田委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

(袴田委員)

はい、主として高等教育機関に在籍する外国人ということかと思えます。先ほどもちょっとお話ししましたように、留学生と言った時にかなり違うんですね。学部留学生は、ここにいますような就職、進学は日本人と全く同じトラックで行けます。ただ、入学時期がちょっと違う場合は卒業時期も変わりますので、その分は判断があるかもしれませんが、そこは最近企業の方が通年採用というのも始めていただいているところがかなりありますので、だんだんと解消されつつあります。

それから、静岡大生に50名ほど、50から多い時80ぐらい交換留学生がおります。交換留学生というのは半年、1年だけ母校から来ている学生なんですけれども、最近この学生たちが非常に就職に関心を持っております。こちらにいる半年あるいは1年の間に色々な企業、幸い静岡県というのは20年ぐらい前から留学生の就職支援に力を入れていただいている非常に先進的な県であると思えますが、そのような取り組みを上手に利用して、その短い在籍期間の間に就職活動をしてみたい、あるいは企業をちょっと選んでみたいとかということをしています。それで、母校に戻って、卒業してからまた来日して、こちらで働くというようなことですね。

で、これは実は非常に良いことと言いますか、本学、静岡大学はそれほど世界的な知名度があるわけではございませんで、静岡県とか浜松市とかいう名称は彼らは知らないことがほとんどなんです

ね。たまたま協定があったから来ちゃったみたいなのがあるんですけども、ただ、来てみたら、過ごしやすい、食べ物もおいしい、人もいい、で、半年、1年住んで、非常に楽しかったというような、大変いい印象を持ちます。それで、また例えば浜松市に戻ってくるとかということがちょいちょいあるんですね。

で、これは正規生の場合あんまりそういうのはないので、いい傾向かなという風に思っております。

で、大学院生がいるのですけれども、先ほど申し上げたように、大学院生は、そうですね、9割5分ぐらい日本語が0なんです。その9割5分が日本語が0にも関わらず、例えば就職ですと、2年たった時には日本の企業に就職したいという風に思います。で、それは彼らが当然、自分たちはスペックが高いので当然でしょっていう風に思うのですが、なかなか折り合いがつかないことが多いです。そこはもちろん留学生の方への意識も私たちのちゃんと指導が必要なんですけれども、その学科の方には本当、留学生という名前ていろんな留学生がいるということをもまずはちょっと考えていただきたいということで、先ほど申しましたように、静岡県全体ですと、多分今500、600ぐらいの留学生がいると思います。で、その留学生が就職をしたいと言った時、全ての学年で600なんです。

てことは、就職にかかる学年で割ると非常に少なくなるんです。最近すごく就職支援のいろんな活動と言いますかイベントの情報をいただくんですけども、パイは本当に小さいんです。静岡県の場合、1年50いたら多いです。1年に30ぐらいが大体就職の学年です。30をその就職まで導いたということなんですけれども、そこで、いろいろな就職支援があるんですけども、そこで今度、学生たちがあまりに混乱してしまうということもございませう。これは非常にもったいないことでして、私たちの方でも、できるだけこう学生が混乱しないように、かつそういう活動を有効に利用できるようにはしているんですけど、なかなか難しいなというのが今のところの実感です。

で、もう1つ、先ほどちょっと企業の方で家族のお話が出ましたが、皆さんもご存知のように、世界的に優秀な留学生は今取り合いになっております。日本はちょっと今国力が落ちているということもありますし、高い研究、高いレベルの研究を目指す学生、高いレベルの教育を目指す学生が1番に選ぶ国ではなくなっています。

で、これは非常に私たちの力ではいかんともしがたいのですが、ここが今こういう現状であっても、やはり外国人の留学生というのは、日本にとって、静岡県にとって非常に貴重な人材ですので、誘致したい。ただ、その取り合い、世界的な取り合いの中で、日本のもう1つの状況ですと、以前は、高等教育機関を卒業して就職がなったんですが、今ビザがいろいろと出まして、直接日本で雇用ができるようになってきますね、いろんな形でですけども。そうすると、わざわざ大学に入らなくてもいいんじゃないかということもあります。その時に、すごく彼らにとって魅力的に映るのは、家族と一緒に来られますかと、奥さん一緒に来られますか、あるいは子供たち大丈夫ですか。

で、奥さんの方はいいとしても、子供たちは、特に教育ですね。今は幸いオンラインでいろんな授業が受けられるということもあって、例えば研究者で受け入れる場合は3か月とか半年で受け入れる場合、子供たちは日本の学校には行かずに自宅でオンラインで母国の授業を受けたりしています。で、その留学生とか研究者ってというのは非常に高いレベルなんですけれども、そのために家族の対応が可能かというのは非常に大事なところなんです。

宿舎に関しては本学では整備をしておりますし、また配偶者の日本語教育も本学では提供しているのですけれども、その子供の教育となりますとまたちょっと話が変わってきてしまうのでそこが実は大きな、特に研究を主眼とする外国人を静岡大学あるいは静岡県に誘致する上で大きなポイントかなという風に考えております。

(坂本委員)

留学生から家族のことに関しても、多岐にわたってありがとうございます。

一旦引き取らせていただいてもよろしいでしょうか。

石井課長、何かもしコメントがあれば一言お願いいたします。

(石井課長)

補足的な話になるんですけど、先ほどこの事業所のところでですね、石川委員と村瀬委員から質問あった家族のところ、この文言なんですけど、日本語教育推進法第6条の条文をそのまま採用させていただいているような次第です。以上です。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。まだご意見いただいてない部分もありますが、次のメインのところでは色々とお話伺えればと思っております。

(坂本委員)

続きまして、第2章の日本語教育についての県の施策に関する事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局から、第2章、静岡県日本語教育に関する施策についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。「静岡県日本語教育に関する施策について」というページです。6ページから先のところですね。お開きください。

第2章「日本教育についての県の施策に関する事項」ということでまとめております。先ほどご説明しました法の基本理念にのっとり、静岡県では、希望するすべての外国人県民が必要な日本語教育を受けることができるように、まず日本語教育機会の拡充に努めていくということで、どのように日本語教育の機会を拡充していくかというところが、そこから下のところに書いております。

大きく分けて4つの分野ですね。まず子供、2番目に留学生で、3番目に労働者と、4番目に地域住民としてのカテゴリーに分けて、それぞれまず現状と課題を記載しております。

そのあと、大きな県の取り組みの方向性、それから、例えばその方向性に基づいてこんなことをという取り組みの例が書いてあるような作りになっております。

まず、1番、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育ですね。

これは、子供さんと言っても、就学年齢より前の方からかなり年齢の高い方まで色々な方がいらっしゃいますので、3つに分けております。

子供が在籍する機関ごとに項目を分けているということです。

まず、義務教育機関に在籍する児童生徒です。ここは日本の学校、公立校、私立校含め、小中学校に在籍する児童生徒さんのことを書いております。日本語指導が必要な児童生徒数が過去最高であること、また対応が必要な言語が増加しておりまして、県でも様々な政策をしておりますけれども、急に外国人生徒さんが増えたことによって対応に苦慮している地域や学校もあつたり、また日本語に不慣れな保護者等への情報提供が課題となっているというようなところが現状と課題に記載されております。

次に、高等学校に在籍する生徒、こちらは県内の私立と公立の高等学校に在籍する生徒です。

こちらについても在籍する生徒数は増加する傾向にあり、特に定時制高校での外国人が占める割合が高くなってきていることを記載しております。県でも様々な施策を行っておりますが、学習言語の習得状況を確認するための専門的な教員を育成していくことですか、また、母語で支援する支援員の確保に苦労しているような実情を書かせていただいております。

そして3番目、その他の幼児児童生徒ですけれども、その他ということですが、就学前の子供、それから学校に行っていない不就学の子供、それから外国人学校に通う子供というような視点で、それぞれ現状と課題を記載しております。

8ページです。施策の方向性ですけれども、県では、今までやっている施策も含め、彼らに必要な施策を講じていくこと、それから、施策の実施においては子供たちの母語や文化が重要であることに留意して行うということを記載しております。

日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を作ることで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材を育成するとともに、日本語教育の理念であります多様な文化を尊重した活力ある社会の実現を目指していく。このような方向性で記載しております。

取り組み例はまた各自ご確認いただいているかと思えます。

それから、10ページ目、外国人留学生に対する日本語教育ということですが。

現状と課題ですけれども、様々な機関に在籍する留学生の方がいらっしゃいますので、総括的に記載をしております。

方法としては、留学生の数を令和15年までに40万人に増加させるということを目指していること、しかし、実際に国内に就職した者の割合がまだ44パーセントにとどまっていることなどを現状として記載しております。で、県の施策の方向性としては、県内に就職や進学を希望する留学生がその希望を叶えて県内で活躍できるように様々な支援をしていきたいというような方向で記載しております。

続きまして、11ページ、お開きください。

11ページは、外国人等の被用者等に対する日本語教育で記載しております。この被用者等というのは、見慣れない表現なんですけれども、これは法律の記載の通りです。この趣旨としましては、被用者等には技能実習生も含まれております。技能実習生は企業の雇用する被用者ではないので、等の方に入るような形で表現されているものと解釈しております。

県の方針におきましても、法の表現を踏襲して被用者等という言葉で統一しております。

現状と課題については、身分に基づく在留資格の方はこうですよ、また技能実習生の方はこうですよ、それからまた介護の分野ではこうですよというような分野ごとに書いております。

外国人被用者等の日本語習得状況には差があります。また、在留資格ですとか職種や職場によって、必要とされる能力も非常に幅があるということで、このような分野ごとの記載になっております。また、下の方にはですね、技能実習制度が廃止されて育成終了制度が創設されることになったので、また状況がさらに変化していくことであろうこと、それから、本県と経済団体で労働者憲章を定めております。労働者憲章には、日本語教育を含む外国人労働者の安全で働きやすい労働環境の確保に取り組むことが記載されておりますので、この憲章の普及に取り組んでいるということを現状と課題に記載させていただいております。

また、12ページにはですね、外国人被用者等も地域住民であることには変わりはないので、地域社会と関わるができるように地域の日本語教育を推進しているということも記載しております。

県の施策の方向性ですが、これはですね、コミュニケーションや日常生活を送るために必要な日本語能力を身につけることができるように支援するという、それから、職場などにおいて円滑なコミ

コミュニケーションが取れるように、先ほど紹介した労働者憲章普及等を通じて受け入れ側の環境整備を図っていきたいというような政策の方向性で記載しております。

最後に、地域における日本語教育ということで、13 ページ目になります。

先ほどから説明しております通り、地域における日本語教育というものは、対象者が在住するすべての外国人、全てのその属性に関わらず対象となるものです。どの方も生活に必要な日本語能力を身につけて、日本語で意思疎通を図って生活できるように支援するという地域の日本語教育についての記載があります。

課題としましては、市町によりばらつきがあること、また、10 の市町においては日本語教室がひとつも設置されていないことなどを記載しております。

施策の方向性としては、希望するすべての外国人が生活に必要な日本語を身につけることができるように 施策を推進していくこと、また、先ほども申し上げましたように、地域住民が日本語教育の場に関わるということによって多文化共生社会の形成を推進したいというような記載しております。

それから、15 ページを続けてご覧ください。

15 ページはですね、県民の理解と関心の増進、それから 3、日本語教育に従事する者の能力及び資質の維持向上ということを記載しております。

県民が日本語教育に対して理解を示し、深めていただけるよう、各種多文化共生の関連事業等を通じて働きかけていくよということを 2 番に記載しております。

また、3 番ですけれども、日本語教室等で活躍するための人材養成ですとか、その能力、資質を向上させるための研修等を県でも実施していきたいということを記載しております。

説明は以上でございます。

(坂本委員)

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、項目ごとに順番にご意見を伺ってまいります。県の方針案に対するご意見だけではなくて、それぞれの現場からの状況などについてもお話いただければ幸いです。まず、意見交換ですが、幼児、児童生徒の分野からご意見を伺えればと思っております。多々良委員、高畑委員の順にお願いいたします。

(多々良委員)

はい、お願いします。小学校の部分だけですが、記載内容には特に問題は感じておりません。小学校の方では、先ほどお話したとおり、外国人のお子さんが多い学校には加配教員の配置がされます。本校は、先ほど言った通り 50 名程度の外国のお子さんがいるのですが、2 名の加配教員がついていて、その加配教員がそのお子さんたちを取り出して、つまり本来の授業から抜き出して日本語教育をするというようなことが行われています。お子さんによって、週に 1 時間であったり 2 時間であったりという程度によって差をつけて、適切な時間対応をしています。学校現場で、子どもたちは本当に大したもの、日本語をどんどん習得していきいます。2、3 年程度で生活言語は習得して、日本のお子さんたちと自由にコミュニケーションが取れるようになっていきますが、なかなか難しいのが、先ほどもちょっと出ていたんですが、保護者とのコミュニケーションがなかなか難しいです。そういった場合、働いている会社などに連絡をした時に、会社の通訳さんが対応してくださる場合が時々あります。とても助かります。それと、もう 1 つ大変なのが、生活言語は身につけていくのですが、学習言語というのが非常に難しいです。学習言語を身につける上で、学習の概念的な理解が大切になってくるのですが、要は、お子さんたちは母語も十分に身につけていないところに日本語を

習得させていくというようなことが行われていくもので、専門的な学習言語がなかなか身につけていけないのです。そのため、取り出しの事業の中では母語の授業も行うのですね。焼津市で支援を行っているというお話をさせてもらったんですけども、バイリンガルの支援員が18人おります。その支援員を取り出しの事業では、学習言語の習得を行っています。ここに書いてある通り、多国籍化しているため、支援員の確保が難しいという問題があります。本校では、外国のお子さんがそれなりに多いということで、加配教員が配置されているのですが、外国のお子さんが少ない学校には配置されません。そういったお子さんたちがどれくらい支援を受けられるかを考えると、ひょっとしたらこの加配教員を他の学校に派遣するような仕組みも必要になるのかもしれませんが、焼津市の場合は支援員をたくさん配置しているため、その支援員をいろんな学校に派遣することによって対応していますが、そうもいかない場合もあるのではないかと思います。また、支援員の収入面も心配です。本当に支援に入るとなると、時給が非常に低く、収入では生活していけない状況です。適切な収入が得られるようにしないと、活躍してくださる方を確保することが難しいと思います。最後にもう1つ、日本語という言語的なところでの困りごともありますが、それと同じくらい文化的な違いも非常に大きいです。日本の学校には独特な文化や習慣があるため、そういったところに馴染めずに学校に通えなくなるお子さんもいます。そういった点へのフォローも必要だと思っています。以上です。

(坂本委員)

ありがとうございました。生活言語能力が1、2年で身につくと言われるのに対し、学習言語能力は諸説ありますが、5年から7年かかりますので、その違いや、支援員の獲得、収入面における問題点などもお話しいただきました。本議論がメインでして、11時45分ぐらいまでを考えております。続きまして、高畑委員、お願いいたします。

(高畑委員)

はい、高畑です。お願いします。1の項目についてですが、教員養成との関わりもあと思いました。小中学校、高校、また幼児教育に携わっておられる先生方が、多文化への理解や日本語教育のスキルを身につける機会を、大学や短大などの教員養成課程に組み込んでいく必要があると考えています。それから2点目ですが、高校進学の問題について、今年できたふじのくに国際高校は、外国ルーツの中学生に対してどの程度の進学ポテンシャルがあるのか、例えば今年度何人ぐらい外国の生徒が実際に入学しているのかなど、情報を教えてほしいと思います。また、高校進学が難しい形式卒業の方向けに夜間中学ができたものの、その周知状況や、例えば今年3月に形式卒業で中学を出た外国ルーツの生徒さんが夜間中学に入れたのかどうかなど、知りたいと思いました。県内の教育機関である程度解決できていることもあると思いますので、それを踏まえて、またはそれを強化する形で、県全体の教育年齢における日本語教育とそのニーズを満たすための全体的なマッチングがあると良いと思います。以上です。

(坂本委員)

ありがとうございました。教員養成課程に日本語教育の要素をどれくらい含めることができるのかという視点や、ふじのくに国際高校でしょうか、に外国籍の生徒をどれくらい受け入れる可能性があるのかということと、夜間中学の周知がどの程度進んでいるのかというご質問もありましたが、もし事務局の方で情報がありましたらお願いいたします。

(事務局)

教育委員会の大澤と申します。

ふじのくに国際高校について、入学者の数値について、今数字を持っていないので、外国籍の生徒が何人いるかについてはこの場ではお答えできませんが、開校はまだ1年目です。この4月に開校したばかりで、来年度の生徒募集に向けて学校の方で説明会等を実施するように準備を進めているところですが、学校からの様子を聞いていると、説明会の募集定員30人ぐらいのところ定員を上回る希望者が集まっているというふうに聞いています。それから、国際バカロレアの認定校となるべく現在準備を進めており、予定では次の4月に入学する生徒が認定校になるのであれば一期生ということになります。以上です。

(坂本委員)

夜間中学の周知についてはどのような方法で進めているのか、お聞かせください。

(事務局)

義務教育課です。よろしくお願いします。

夜間中学の方は磐田と三島に分かれておりますが、それぞれに外国人の方が通っています。磐田校の方には14人から18人の生徒さんがいらっしゃいますが、かなり意欲的に学んでいる姿を先日も見させていただきました。

それぞれの周知については、学校の職員がそれぞれの中学校や関係機関を訪問して周知を図っているところです。現在、募集の方も行っており、今後また2次募集等を通じていく予定ですが、周知の方法については難しさを感じているところもありますので、いろんな国際交流機関などと連携し、夜間中学の周知を進め、生徒募集を進めていけたらと思っております。以上です。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。開校したばかりですので、このような会議の場でも委員の皆様と連携を取りながら、これから周知をより一層進めていけるといいのではないかと思います。続いて、留学生、外国人、被用者、地域についての説明、ご意見を伺っていきます。まず、留学生について袴田委員からお願いしてもよろしいでしょうか。

(袴田委員)

はい。先ほどほとんどここで言わなければいけないことは申しあげましたので、今すぐというところはないのですが、数字について少しお話しします。第2段階の4行目、真ん中に「44パーセントにとどまって」という表現になりますが、これは決して低い数字ではありません。先ほど申しあげたように、パイは本当に小さいです。これは静岡県の場合であり、全国調査ではもっと変わるかもしれません。研究留学生、先程言いました大学院生は初めから帰国することを前提としている場合もありますし、学部生は人数が少ないですが、大学院の進学もかなりの割合であります。ですので、この44パーセントは決して低い数字ではないと思います。取り組み例の下に色々な機会の提供とありますが、機会の提供が、少ない留学生に重なってしまい、せっかくの機会が有効に生かせないことが起こっていることが少し気になります。以上です。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。確かに、袴田委員のおっしゃる通り、国内に就職する留学生の割合が以前よりも高くなっている印象があります。では、松葉さんお願いします。

(松葉委員)

はい、ありがとうございます。少し気になった点についてお話しします。2 ページ目の 2 段落目の最後のところで、留学生と企業間のミスマッチの存在が挙げられていますが、ここを改善する必要があると思います。

現在、私どもの学校は法人として 2 校あります。浜松と沼津です。来年度に向けて、沼津が静岡の方に移転する予定です。これにより、留学生が 1000 人規模に拡大する計画です。しかし、これだけ留学生がいるのに、県内に就職できているかどうかが問題です。日本語学校から法人内の専門学校に進学する割合も約 50 パーセント以下です。つまり、県内にとどまっていないという状況があります。

これを変えるために、いろいろな方策を考えている段階です。先日、ベトナムに行ってまいりました。コロナ後のベトナムは勢いがついてきている印象があります。日本が選ばれる国になっていないことは私も感じていますが、静岡県には大企業があり、環境や天候が良く、ターゲットとする ASEAN からの学生には非常に良い環境です。優秀な若者が多くいますが、来れない理由として金銭面や就職の不安があります。

就職の機会をアピールし、浜松に留学生が集まるようにするためには、企業との連携でミスマッチを解消する必要があります。次に、日本語能力試験の受験料補助についてですが、これは継続されるのでしょうか。カンボジアやラオスから優秀な学生が来れない理由の一つは金銭面です。企業が奨学金制度を設け、県が補助金を出すような仕組みを提案したいと思います。

また、日本語教育だけでなく、日本社会の文化や企業文化を理解することが重要です。日本語だけでなく、文化の違いを理解し、互いの理解を深めることが必要です。就職することが最終目的ではなく、長く県民として住んでもらうことを目指すべきだと思います。以上です。

(坂本委員)

はい、ありがとうございました。日本が特に県内で就職するために残ってもらうことについて、以前は浜松地域で手厚いサポートが行われていたことがありますが、企業や自治体の金銭面での補助があればより定着が進むのではないかと、就職するにあたって日本文化や習慣の理解支援が進めばよいのではないかと、この点についてもご意見をいただきました。1 点ご質問があったのですが、日本語能力試験の受験料補助について、どのような金額で行われているのかという情報があればお願いいたします。

(石井課長)

すみません、この部分について大学からの情報はまだ確認できていません。後ほど確認してご連絡させていただきます。

(坂本委員)

お願いします。では、続きまして、外国人被用者等について、石川委員、村瀬委員お願いいたします。

(石川委員)

ありがとうございます。

現状と課題についてですが、書かれていることには同意しますが、今直面している企業の雇用問題があり、高校生や日本人大学生の採用が難しい状況です。外国人の雇用は必須だと考えていますが、逆に企業にとってはチャンスとも言えます。高度外国人材について、例えば情報系の学生は、インドやバングラディッシュなどが該当しますが、かなり能力の高い学生さんがいるということもわかっています。新しいことに挑戦できるような形も作っていきませし、海外進出ってことで色々今各企業も動いているわけですけど、その橋渡しになるような人材を掴めるってということで、企業の力をアップさせる、企業を成長させるためにもやらなければならないことだっていうのは大事なところだろうなということで、現状の課題の中のどこかに入れていくといいのかなということをおもいました。

で、あと施策の方向性なんですけど、これ、企業だけではないということは思ってるんですけど、うちの企業で日本人の方にやさしい日本語ってことをやってるんですけど、なかなかこれがまた優しくないっていかやっていくことが難しい。言葉としても難しいと思いますし、これがですね、何が1番大事なのかっていうことを考えた時に、要は多様性を理解するっていか、多文化を理解するってところがものすごい大事だと思っていて、ここに「円滑なコミュニケーションが取れるように受け入れ側の環境整備を図ります」って書いてあるんですけど、そこにですね、できれば多様性の理解だとか、そういったようなことも入れてもらえるといいと思います。今うちでやってるのも、日本語教育と合わせて多文化理解みたいなこと、ちょうどいろんな国から人が入ってきてるんで、インドネシアであるだとかフィリピンであるだとか、そういったところの多文化理解も合わせるような形で、この施策の方向性に多様性の理解という言葉を入れてもらえたらいいなということをおもってます。また、取組例で、留学生のところ載せてもいいのかなと思ったんですけど、企業の方でもインターンシップをできるだけ多くやっていこうと。やはり高度外国人材の人たちを取るとかいうことでいいことがあるよ、こういうことをやってるよみたいな。人がいないんでなんとかしなきゃではなくて、企業を強くするために外国の人を取るんだよっていう、新しい事業を起こそうってこともできるんだよ、ってというようなポジティブな表現をどこかに載せてもらえるといいと思います。ちょうど1番最初に横地さんが言われてたインターカルチュラルは、まさしくこれ。企業を強くするために外国人と一緒にやっていくってところははっきり出すといいなってことはおもいました。以上です。

(坂本委員)

ありがとうございます。いくつか大切なキーワードがあったかと思えます。言語を教えるというだけではなくて、日本人従業員の側にも多様性の理解を進めていかないといけないとか、それから、ついつい日本人の、自文化中心主義であるところを、文化相対主義で両方とも認めていくっていう視点をどう気付かせていくのかってことと、企業側の成長のためにこの労働者の受け入れが必要であるとか、それからインターンシップの取り組みを文言の中に盛り込んで、企業の成長という観点からアピールできるかっていうところ。貴重なご意見ありがとうございます。

続いて、村瀬委員お願いしてもよろしいでしょうか。

(村瀬委員)

記載については特に問題はないのかなという風に思います。やはり日本語の教育を事業所側が整備するということは当然のことでありまして、特に介護の分野ですと、介護福祉士という国家資格がありまして、これを取るか取らないか、取れば永住の資格というところですね、1つの大きな目標となっておりますので、これを取るために、じゃあどういうステップを踏んでいくか。それは、介護の勉

強と合わせて日本語の勉強、習得という風な形でですね、まず事業所側がっていうのが1つあると。

で、もちろん公的、県とか市町の行政機関がやる教室もあれば、交流協会の方で行うような語学教室もありますので、そういったものをですね、フォーマルであるもの、インフォーマルでも組み合わせ、具体的その状況に応じて教育をしていくという風なところを、事業所側がある程度先導してやっていくということが非常に大事ななという風に思っております。うちの法人もですね、まだこの日本語、特に特定技能の方々に対する日本語のフォローっていうのはまだ十分ではなくてですね、本当にここ最近になって外部講師等を配置してやり始めるというような状況だもんですから、是非ともここはしっかり強力にうたっていきたいところかなという風に思っております。以上です。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。これから最も大切だと言われているものの1つである介護分野について、日本語面のフォローをどうやってしていくのかということ、企業側はもちろん、国際交流協会などとも連携を深めながら全体的に進めていきたいというお話だったかと思えます。ありがとうございます。

では、続いて、地域について移ります。前田委員、加山委員の順にお願いしてもよろしいでしょうか。

(前田委員)

前田です。地域における日本語教育ということで、本市も、令和3年度から県で取り組まれております地域日本語教育推進方針に基づいた日本語教室というものを展開しておりますけれども、ここで、今回の基本方針の中の現状と課題の中に、7行目にですね、「地域の日本語教育は、地域住民が日本語教育の場に関わることにより、多文化共生社会の形成を推進するものである」というふうに言われておりました。現状と施策の方向性にも同じようなことが書かれて使われているという考え方は、とてもいいなというふうに思っています。袋井市も、最終的には日本語教室で外国人の皆さんと直接関わってもらえる機会を作っていただくために、地域役員の皆さん、自治会連合会とか、児童委員さんとか、あと防災会員さん、そういう方々を対象にした、地域住民の方々の外国人への相互理解をするための講座というものを挙げておまして、やっぱり外国人の方の文化を知ることすごく大事だということを、そこで初めてその地域住民の方は知るといった機会があったと。そのような中で、実際に、じゃあ日本語教室に直接関わってみて、日本の文化を知ってもらうのは大事なんだけど、海外の文化も知ることによって共生社会を目指していくっていうことが非常に大事なんだ、その中で、自分たちが地域住民としてまず何をしていけばいいかというものを考える機会になっています。それで、昨日ですね、全国知事会の方でも鈴木知事の方がまたこの政策の重要性というのを訴えているんですけども、多文化共生って本当にまちづくり、市のまちづくりに直結するんじゃないかなというふうに考えております。私どもの市長も、日本語教育は非常に重要だというふうに捉えておまして、日本語を覚えてもらうっていうのが最終的な目的ではなくてですね。目指す姿っていうのは、全ての市民が困らないように豊かに生活すること。そのために共生社会の重要性を言い続けておまして、その1つとして、日本語教育というのはやっぱり大切に、しっかり着実に進めていくということをおっしゃっています。で、そのような中で、やっぱり日本語教育を地域としてやっていけないといけないということで、市としてもいろいろな形で関わらせていただいております。居住する外国人の皆様にとってみれば、袋井市で生活しているっていう感覚は全くなくて、目的、違う目的があって、たまたま袋井に住んでいるっていう方がほとんどだと思えます。で、その目的の大きな1つに就労っていうのも

のがあると思うので、そのところの就労と生活って、外国人の方々にしてみれば全く関連はないというようなこともありますので、今日お越しいただいている石川さんや村瀬さんなんかはもう本当に先進的な取り組みをされているのではないかなと思いますが、もっともっと、産業界ですね、あと経済界とか、その方々にこの日本語教育に関して関心を持っていただくような、そういったものを、具体的ではないんですけども、入れていただくっていうのもありなのかなというふうに思っています。

また、各市町で日本語教育を推進していくっていう、特に空白地域なんかについてはすごく難しいんじゃないかなっていうふうにも考えています。で、袋井市の近隣市町でも、外国人人数が多いからって言って各市町でそれぞれの施設をやっぱり作っているわけなんですけれども、浜松市さんは日本でもトップランナーなので、いろんなことを B1 レベルに引き上げるような、そういったことも進めておりますけれども、磐田から菊川までの 4 市 1 町ですね。そういったところで、広域での日本語教育政策ですね、そういったことも考えていく必要があるんじゃないかっていうところを、空白地域でもそうですよね、広域連携をする形で同じような課題に向かって取り組んでいくっていうことが入れていけるところがあれば、検討していただけるのもいいのかなというふうに思いました。あとは事業所と地域ですね。そういったところが横の連携を図るような取組が、このような流れできていくっていうことも今後を捉えた時には必要ではないかなというふうに考えました。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。様々なところで出てきますけれども、連携というのがいかに大切かということかと思えます。本当に貴重なお話ありがとうございます。

続いて、加山委員にお願いいたします。

(加山委員)

はい。地域における日本語教育というところなんですけれども、この中段のところ、人材バンクの設置を進めたほか、モデル教室の設置ですとか日本語教育のための間接補助制度などが書かれているんですけども、冒頭から申しました通り、地域に根付いているボランティア主体の日本語教室があります。一方で、行政主導で今、日本語教室が開かれていると思うんですけども、行政主導とはいえ、地域に根付いている日本語ボランティアの協力なくしては対応はできないと思います。その地域の日本語教室と行政主導の日本語教室の位置付けというか繋ぎ方というようなものが明文化されると、皆さん自身もモチベーションも上がってくるのでは、というふうに思っています。

日本語ボランティアの年齢層は高くなっておりますし、実際、日本語教室は企業の方が実習生を連れて来られて、その企業の日本語教室みたいな形を取られているところもありまして、位置付けが微妙な対応をされているのかなと思っています。先ほど言われたとおり、その企業の家族の方は、地域の日本語教室でお友達を作れたりとか地域に根付くきっかけにもなりますので、そういった役割が担えるかと思うんですが、地域の日本語教室が全部対応するのかということも違うのではないかと思います。企業が担う日本語の教室、行政が担う教室、そして地域に根付く日本語教室というものを、どういった役割、位置付けが必要なのかということがわかったらありがたいかなと思います。

地域の日本語教師とは違う話なんですけれども、ブラジル人学校や定時制高校のキャリアや日本語支援を行っているんですけども、以前は県の委託事業や基金を創設していただいて日本語支援に入らせてもらっておりました。ただ、基金も終わってしまった中で、キャリア支援という前に、やはり圧倒的に日本語力が足りないという部分を私たちは考えているところです。その若者たちが今後は静岡県を担っていく人材となるということは明らかですので、この支援にもう少し力を入れていくとい

うことが効果的ではないかと思ひますし、企業の方からもやはりご協力をいただきながら日本語支援に入ることによって、今後の問題が解決していくのではないかと思ひています。

あと、教育の中で言ったださったのですが、多国籍に伴う母語支援の方たちの必要性というところなんですけれども、母語支援されている方たちは週に2回とか3回の勤務のため、生計を立てられるような仕事量を持てなかつたりというところがあります。静岡県全体で教育ですとか医療ですとか色々な分野でその母語支援の方たちは必要になってきます。その方たちの存在がとても重要かと思ひますので、その方たちを養成して、いような体制作りというものがあれば人材も育っていきますし、静岡県にとつても頼りになる存在ではないかと思ひます。よろしくお願ひします。

(坂本委員)

はい、ありがとうござひます。地域日本語教育が受け入れる対象の幅、範疇をどれぐらいにするのかというところや、若者、今後担っていく若者の日本語力をどうつけていくのか、どれぐらい注力、これからできるのかといった点など、多くのお話をいただき、ありがとうござひます。

では、貴重なご意見、皆様ありがとうござひました。続いて、第3章について事務局から説明をお願ひいたします。

(事務局)

16 ページ、第3章、お開きください。こちらにつきましては、本当に、推進体制と計画、方針の見直しということで、その他の事項を記載させていただいております。1 番の推進体制につきましては、先ほど冒頭で説明したように、色々な組織体制を設けて日本語教育を推進していくということを書かせていただいております。

2 番の日本語教育関連施策の推進計画及び方針の見直しのところなんですけれども、本方針は、日本語教育の施策の基本的な方針として作成するものであります。

この方針に基づいて具体的にどんなことに取り組んでいくのかですとか、数値の目標はどうするのかですとかについては、別途策定する多文化共生の全体の計画である多文化共生推進基本計画、こちらに定めていこうと考えております。こちらの多文化共生推進基本計画は、期間を決めて目標を立ててやっていくものですので、本計画については特に計画期間を定めずに基本方針として位置付ける予定でござひます。また状況の変化等により方針を見直す場面がありましたら、必要に応じて見直していこうというふうに考えております。以上です。

(坂本委員)

はい、ありがとうござひます。ただ、今の事務局の説明について何かご意見などありますでしょうか。

(高畑委員)

私、現行の地域日本語教育の方針策定にちょっと関わってまして、今回の新しい基本方針との大きな差というのが、今回の新たな方針というのは、ステークホルダーがかなり増えているということ。以前は地域だったのが、今回は学校とか企業さんとかなので、その県の本部としてのコーディネートの役割がすごく大きくなるんじゃないかなと思ひます。この会議、たまたま県西部の方が多いんですが、県西部でブラジル人が多いところで、90 年代から取り組んでおられた自治体さんや企業さんは、できることが、2010 年代の後半ぐらいからですね、ブラジル人ではなくて、例えばベトナムとかネパールとか、新たな国籍の方が増えた自治体では、やっぱりそれは同じことは今からはできないとか、あ

るいはやり方がわからないとかいうところも多いと思うので、こういうふうにやってくださいって言われて、じゃあどうやってとか、それをやれる人はどこにいるのとか、そういうような自治体さんとか企業に対して、県の本部機能と言いますかコーディネート機能を発揮していただいて、そこに教えていくとか、そういう体制作りもぜひこの中に入れてほしいなと思いました。以上です。

(坂本委員)

はい。貴重なご意見ありがとうございました。短い時間ではありましたが、様々な分野の皆様から貴重なご意見を伺うことができました。この会議は日本語教育の推進に関する会議ではありますが、先ほど委員の方からもお話がありましたけれども、日本語教育と多文化共生というのは切り離せない関係でして、単に日本語を教えるだけではなくて、それが日本人住民と外国人住民が手を携えて社会を作っていくというような多文化共生に資するところでもありますので、その両面において協力していくことが大切なのではないかなと感じました。

今回いただいた意見をまた県の方で整理して、より良い施策を作っていくいただければと思います。では、本日予定していた予定は以上となります。ありがとうございました。委員の皆様も貴重なご意見をいただきありがとうございました。ここで進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

すいません、ちょっとだけ訂正させてもらっていいですか。

先ほどふじのくに国際高校についてお答えしましたけれども、学校の説明会のところで、定員を超え、説明会の定員を超える希望者がと申し上げたんですが、正しくはですね、昨年度の説明会の参加者を上回る希望者が出ているというところをお願いしたいと思います。申し訳ありません。

(司会)

はい。それでは、坂本委員長、委員の皆様、長時間にわたりご議論ありがとうございました。本日いただきましたご意見を踏まえまして、事務局では修正案を作成した上で、9月中に第2回の会議を開催する予定でございます。次回は、オンラインで開催をする予定でございます。また、日程等につきましてはお知らせいたします。また、次回の開催までの間に、本日いただいたご意見に対する対応等について個別にお伺いすることもあるかもしれませんが、その際にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、以上を持ちまして、令和6年度第1回日本語教育基本方針検討会議を終了いたします。本日は、お忙しい中、皆様ありがとうございました。